

委員会 審査結果報告



定例会中に開催された委員会の審査や活動を報告します。



中村委員長

田中副委員長

田中委員

森 委員



岩永委員

赤間委員

宮原委員

総務財政委員会

事務処理体制の 見直しを

嘉麻市市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例を制定

(条例の内容については3ページに記載)

委員から、このような不祥事が二度と起こらないように事務処理体制を見直す必要があるのではないか。また、公金以外の現金には携わらないようにすることも必要ではないかなど、多くの意見が出されました。

委員の意見に対して執行部より、今回の事案は、現金の取り扱いについて、不適正な事務が常態化していたことが大きな要因であることから、現在、各課での公金以外の現金の取り扱いや管理状況、決裁ラインの状況を調査している。

また、行政評価に取り組む中で、各団体等への事務局移管を進めることや、現金を取り

扱う機会を減らすことが防止対策にも繋がると思っているので、関係各課と協議しながら検討していきたいとの回答がありました。

また、懲戒処分等の基準を明確化すべきでないかとの意見に対し、産業医や弁護士等の見解を聞きながら、処分を行ったが、指針の内容の見直しについては、他自治体の事例等も参考に検討したい。マニュアル化については、ケースバイケースで難しいが、検討の必要があるとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。



民生文教委員会

再度、危険箇所の見直しを



嶋田委員長



田淵副委員長



山本委員



藤委員



永水委員



梶原委員



浦田委員



豊委員

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正

(条例の内容については3ページに記載)

委員より、災害弔慰金の支給や援護資金の貸付等の適用条件を問う質問に対し、対象とされる災害は、地震、風水害、台風などの自然災害で、1市町村において5世帯以上滅失するような場合、あるいは県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などにこの条例の適用を受けます。亡くなられた方に弔慰金が、重篤な障がいを負われた方には見舞



金がそれぞれ支給されるほか、家屋に重大な被害を受けた世帯などには援護資金を貸し付けている旨の回答がありました。直近の支給実績としては、平成21年7月の豪雨災害の際に弔慰金を1件500万円支給したほか、援護資金を3件で330万円貸し付けているとのことです。委員からは、未曾有の災害は、どこの地区でも起こりうるので、防災会議等を開催し、緊急に危険箇所の見直しをしていただきたい旨の要望がありました。審査の結果、全会一致で可決しました。

産業建設委員会

人口流出と空き家対策を



森委員長



北富副委員長



廣方委員



田上委員



山倉委員



坂口委員



吉永委員

市営住宅条例・特定公共賃貸住宅条例・単身者賃貸住宅条例の一部を改正

3議案は、市営住宅、特定公共賃貸住宅及び単身者賃貸住宅への転入者の入居促進を図れるよう入居者資格について所要の見直しをするため提案されたものです。

執行部より、現在、市営住宅、特定公共賃貸住宅及び単身者賃貸住宅の入居者資格については、「市内に3ヶ月以上居住し、住民基本台帳に登録されている者」と定め、市外からの転入者の入居を認めていなかったが、近年の人口流出に伴い、市営住宅等に空き家が目立ち始めているため、市外からの転入者の入居資格の緩和を行い、入居促進を図るものです。主な改正内容について



特定公共賃貸住宅

では、市営住宅は、「市内に3ヶ月以上居住」の要件を削除し、「市外居住者にあつては、独立の生計を営む者で、公営住宅の使用料等の支払能力を有する者であること」を要件として追加し、また、特定公共賃貸住宅及び単身者賃貸住宅については、「市内に3ヶ月以上居住」の要件を削除しているとの説明がありました。審査の結果、3議案ともに全会一致で可決しました。